

## 5. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

### 1) 障害福祉サービス

身・知・精・難

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、個別に支給決定を行います。また、「介護給付」と「訓練等給付」で利用の際の手続きの流れが異なります。

費用	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限等の設定により、負担が重くならないようになっています。
窓口	社会福祉課
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護給付の各種サービス（同行援護を除く）を利用する場合には、障害支援区分の認定が必要です。ただし、認定の決定まで時間を要する場合がありますので、利用を希望する場合は事前にご相談ください。</li><li>・障害支援区分により、受けられる介護給付のサービスが異なります。</li><li>・訓練等給付のサービスには、利用期間に制限（1年6ヶ月～2年間）を設けている場合があります。</li></ul>

※満65歳以上の方及び満40～64歳までの医療保険の加入者で下記の疾病が原因で日常の身辺処理などが困難になり、家族等の介助がなければ生活が困難な方で、介護保険により「要支援・要介護状態」にあると認定を受けた方は、介護保険法によるサービスを受けることができます。

- 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障がい
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等）
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ
- 後縦靭帯骨化症
- 脊柱管狭窄症
- 骨粗しょう症による骨折
- 早老症（ウェルナー症候群等）
- 末期のがん患者

《介護保険に関する問い合わせ先：介護福祉課》

<サービスの種類>

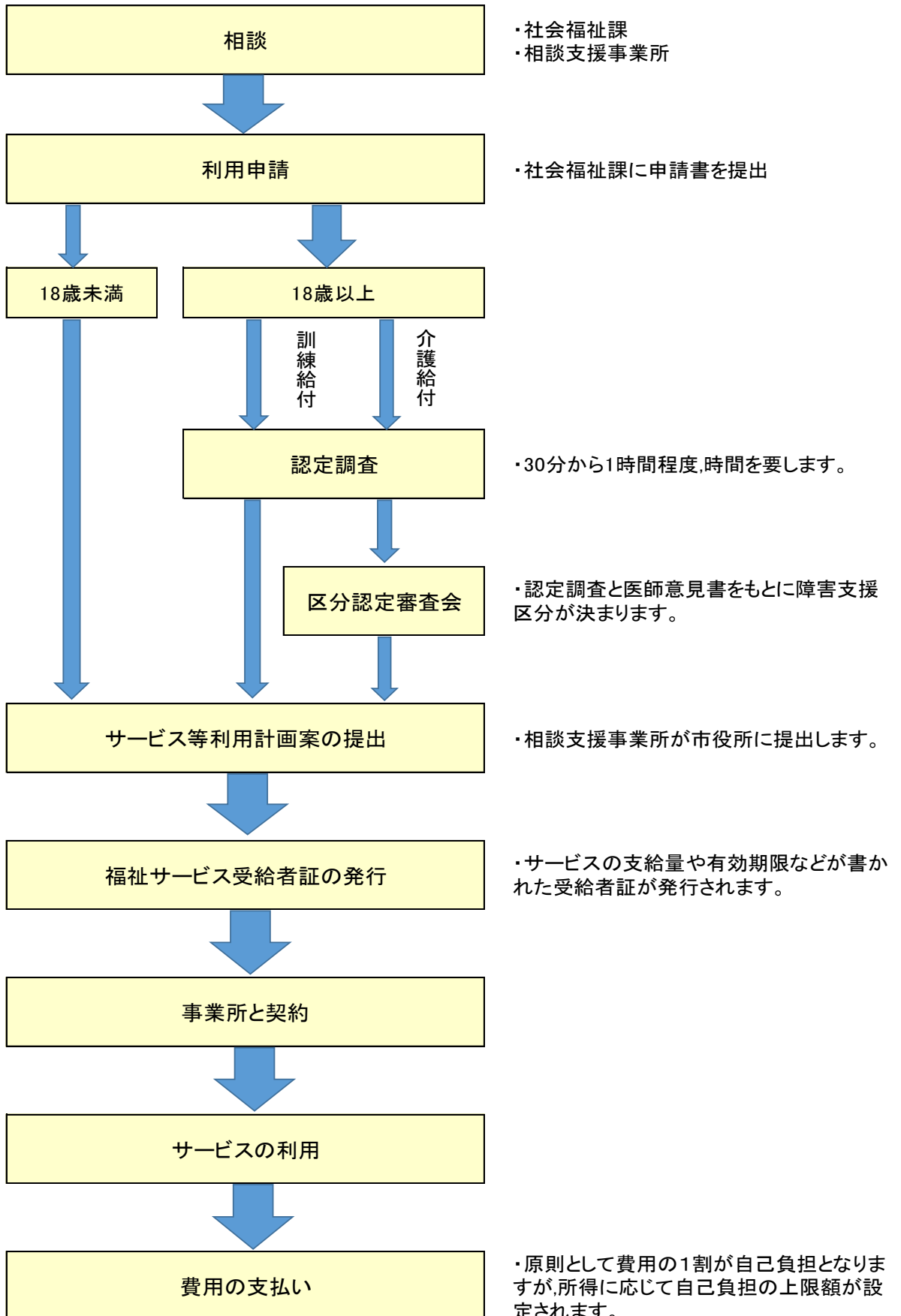
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、もしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	重度の視覚障がい者が外出する際、移動に伴う援護、食事等の介護のほか視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
	行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が行動するとき、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中で特に介護の必要性が高い人に、居宅介護や生活介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護できない場合に、夜間も含め障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療的ケアと常時介護の両方を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の日常生活に必要な支援を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	家事等の日常生活能力を向上するための支援として、居室や設備を利用して、昼夜を通じた訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	就労定着支援	企業などで働く障がいのある人が職場に定着できるよう、必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を実施します。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人が一人暮らしをする場合、アドバイス等をし、地域生活を支援します。
計画相談支援	サービスを利用する際の、サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。	

●「障害支援区分」とは？

障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、区分1～6のうち、最も必要度が高いのは区分6となります。介護給付の必要度に応じて、適切なサービスが利用できるよう導入されました。

障がい者等の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が決定します。

# 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用の手続き



## 2) 障害児通所支援

身・知・精

児童福祉法に基づき、身体、知的または精神に障がいのある児童もしくは療育を受けなければ福祉が損なわれるおそれのある児童に対して、個別に支給決定を行います。

費用負担	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限の設定等により、負担が重くなりすぎないようにしています。
窓 口	社会福祉課

### <サービスの種類>

児童発達支援	就学していない児童が児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢や下肢または体幹の機能障がいのある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のため訓練等を提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援	専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために、外出することが困難な重度の障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成や、サービス事業者等との連絡調整、モニタリングを行います。